

農薬・動物用医薬品・飼料添加物

コープやまぐちの基本姿勢

- ①農薬・動物用医薬品・飼料添加物は、ポジティブリスト制度にもとづいた食品の取扱いを行います。
- ②残留農薬検査の機能を活用しながら生産現場での農薬使用状況等の確認を行い、生産者と一緒に農薬等の使用管理に取り組むことで安全性の確保をめざします。

農薬の役割と安全性

農薬は、病害虫への対策や、除草剤などの省力化目的の使用、品質や収穫量を維持させる為に使用するなど食糧生産量の確保の上で現在の農業には不可欠な物となっています。

すべての農薬は、農薬取締法によって製造、販売、使用などについて規制されています。農薬登録の有効期限は3年と定められており、3年たてば登録更新の手続きが必要になります。農薬はこのように定期的な評価が行われているため、日本で使用されている農薬については、評価が古く問題が残っているということはありません。

食品安全行政の進展によって、適切に管理された農薬等の使用は、食品の安全性上の問題はないと考えられます。しかし、農産物等の生産には人が関わるものであり、誤った使用などによって健康影響を及ぼす可能性は存在します。

最も心配なのは直接口にする農産物への農薬残留です。その農薬残留の制限については、2006年にポジティブリスト制度が導入されました。

この制度によってすべての農薬が規制の対象となったことは前進点です。

●ポジティブリスト制度

食品中に残留する全ての農薬等については原則使用を禁止し、使用を認める物質についてリスト化するしくみ。リスク評価によってその残留基準値は定められています。残留基準値が定められていないものも人の健康を損なう恐れのない量として、一律基準0.01ppm(食品1kgあたり農薬等が0.01mg含まれる濃度)が定められました。

従来のネガティブリスト制度では、多数の農薬の中から、人体や環境等への影響危険度が懸念されるものを規制していましたが、それ以外の農薬について規制できませんでした。

動物用医薬品とは？

動物用医薬品は、牛・豚・鶏などの畜産物やエビ・ウナギなどの養殖魚へ病気の治療や予防の為に使用される医薬品のことです。作用別に抗菌性物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。動物用医薬品の登録、承認、使用については薬事法で規制され、食品中の残留についてはポジティブリスト制度による管理がなされています。

飼料添加物とは？

飼料添加物は、家畜用飼料の安全性確保と品質維持のため、次の①～③を目的として飼料に添加されるものです。

- ①飼料の品質低下を防止する（防かび剤、抗酸化剤、乳化剤など）
- ②飼料の栄養成分や有効成分を補給する（ビタミン、ミネラル、アミノ酸など）
- ③飼料に含まれる栄養成分の家畜への有効利用を促進する（抗生物質、酵素など）

飼料添加物の登録、承認、使用については飼料安全法で規制され、畜肉や魚肉などへの残留については、農薬等と同様にポジティブリスト制度による管理がなされています。

農薬・動物用医薬品・飼料添加物管理基準

- ①農薬・動物用医薬品・飼料添加物はポジティブリスト制度を基準とします。
- ②産直商品は、コープやまぐちと産直パートナーの間で相互確認した産直商品基準を適用します。



産直商品基準とは

産直パートナーが生産する生産物を、産直商品として明確化する際の商品毎の基準。産直の安全性追及に合わせ、安定的な品質と生産量を維持していくために、相互確認のもとで定めたもの。例えば、法規制よりも厳しい農薬の使用削減や休薬期間の基準を設けるなどがあります。

運用について

- ①食品の流通や取扱いの運用判断は、ポジティブリスト制度を遵守します。
- ②定期的に、店舗・宅配の取扱い食品の残留農薬検査を実施して、安全性の確認と生産現場の指導・改善に検査結果を活用しています。
- ③産直商品は、定期的に産直商品基準の相互確認・現地点検を行っています。また産地視察交流を行うなど産直三原則に基づいた取り組みを進めています。

産直活動と農薬の使用削減

農薬や化学肥料の過剰な使用は、生態系への影響やさらには河川・海の水質変化などの環境影響が懸念されます。しかし、生産者に農薬や化学肥料の使用削減も求めるということは、消費者が、それを「消費」することを通して削減取り組みを支えるという、双方向の関係が不可欠です。農産物の安全性だけでなく、環境保全型農業を支援する上でも、消費者と生産者が直結・交流し、相互に理解しあえる取り組みである「産直活動」を積極的にすすめています。農業の発展と合わせて持続可能な生産に取り組む必要性について組合員と考えていきます。

ポストハーベスト農薬対応について

ポストハーベスト農薬とは収穫後に使用される農薬をいい（国内では原則的に使用禁止）、主に防カビや殺菌・殺虫を目的に果物類（レモン・オレンジ）など輸入農作物の多くに使用されています。コープやまぐちでは、安全性の懸念からポストハーベストフリー（収穫後の農薬を使用していない）を取扱いの基本にしてきました。現時点のリスク評価は食品衛生法で食品の残留基準が定められ安全性は確保されていると考えられています。また価格面でのメリットもあります。組合員の要望があり取扱いを行う場合には、ポストハーベストフリーの商品も品揃えすることを基本にし、組合員が選択できる環境づくりを大切に考えていきます。